

令和5年度決算に係る公営企業の資金不足比率の状況（速報）

財政指標	財政指標の概要	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 （公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し経営状態の悪化の度合いを示す指標）	20.0%

経営健全化基準：自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

会 計	資金不足比率	会 計	資金不足比率
【地方公営企業法の適用を受ける公営企業】		【地方公営企業法の適用を受けない公営企業】	
水道事業会計	—	太陽光発電事業特別会計	—
下水道事業会計	—		

* 資金不足が発生していないため「—」と表示しています。